

## 遺言状

第1条 私、■■■■■（以下、遺言者という）は、妻である■■■■■（■■■■■年■■■■■月■■■■■日生、以下、妻という）に次の財産を相続させます。

[財産の表示]

1. 以下自宅不動産のうち■■■■■分の■■■■■

登記簿（全部事項証明）の記載内容を元に記載します。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2. 金融資産

預貯金、現金、受取保険金等資産の■■■■■分の■■■■■

3. 家具、調度類

私の所有物である全ての家具、調度品、付帯物

4. その他財産

衣類、装身具、その他私の私物全て

5. 相続発生時に発見されない私の財産が後に判明した場合はその財産の全て

第2条 遺言者は、次男である■■■■■（■■■■■年■■■■■月■■■■■日生、以下、次男という）に次の財産を相続させます。

[財産の表示]

1. 以下自宅不動産のうち■■■■■分の■■■■■

登記簿（全部事項証明）の記載内容を元に記載します。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2. 金融資産

預貯金、現金、受取保険金等資産の■■■■■分の■■■■■

第3条 遺言者は、長男である■■■■■（■■■■■年■■■■■月■■■■■日生、以下、長男という）に次の財産を相続させます。

[財産の表示]

預貯金、現金、受取保険金等資産の■■■■■分の■■■■■

第4条 遺言者は、長女である■■■■■（■■■■■年■■■■■月■■■■■日生、以下、長女という）に次の財産を相続させます。

[財産の表示]

預貯金、現金、受取保険金等資産の■■■■■分の■■■■■

第5条 次男は、第2条の負担として、以下のことを実行してください。

(1)妻の生存中、身の回りの面倒をみる

- (2)私の遺体の火葬、散骨、各種行政機関等の手続き
- (3)妻が死亡した場合は火葬、散骨、各種行政機関等の手続き

第6条 遺言者は、本遺言の執行者として、次男を指定します。

2 遺言者は、遺言執行者である次男に対し、次の権限を与えます。

- (1) 本遺言の執行に必要な場合、代理人若しくは補助者又はその両者を選任すること。
- (2) 登記手続、私の有する預貯金等の名義変更・解約・受領、貸金庫の開扉・解約・内容物の取り出し、その他、本遺言を執行するために必要な一切の行為
- (3) 私の所有物及び土地及び居宅に付随するすべての家具、調度品、付帯物、及び私の所有物を処分すること

第7条 遺言者は、遺言執行者である次男が遺言の執行を行うことが困難となった場合には、本遺言の執行者として、予備的に長男を指名します。

附言事項

- (1)
- (2)
- (3)